

認可外保育施設や一時預かり事業等へ支払った保育料の償還払いの手続きが必要です

無償化の認定(施設等利用給付認定)を受けた児童の保育料は、上限額の範囲内で無償化の対象となります。認可外保育施設や一時預かり事業等へ保育料を納入した場合は、郡山市に対して保護者が無償化分の給付費の請求をする償還払いの手続き書類を提出してください。郡山市が提出書類を審査後、保護者様名義の口座へ「施設等利用費」を支給します。

償還払いの手続き

1 「請求額算定表」及び「請求書」を受け取る

認定を受けた児童の用紙を、市から施設経由又は郵送で送付します。



2 利用した施設から「提供証明書兼領収証」を受け取る

認定期間内に利用した認可外保育施設から配布される「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(以下提供証明書)」をご準備ください。

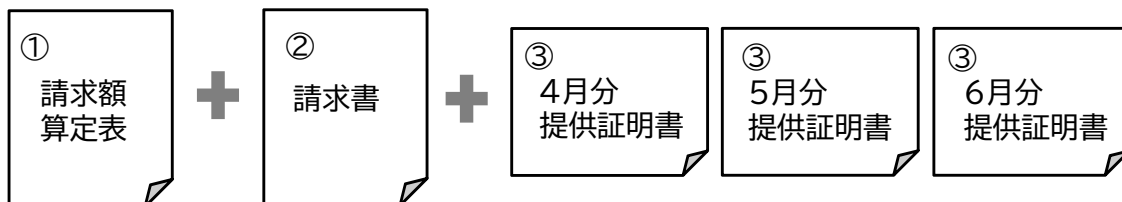
なお、認定期間内に一時預かり事業や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、月上限額の範囲内で一時預かり保育事業等の保育料分も請求することが可能です。一時預かり事業・病児保育事業用の提供証明書用紙に認定児童の氏名や認定期間等を記入して、利用施設へ証明書の作成を依頼してください。提供証明書用紙は、市内認可外保育施設又はこども育成課で配布します。

また、ファミリー・サポート・センター事業を利用(送迎のみ不可)した場合の用紙は、こども育成課で配布します。

3 提出書類をそろえて提出する

提出書類 裏の記載例を参考に①②を記入し、③を添付して提出する。

①請求額算定表兼振込口座貼付台紙 ②請求書 ③特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証



提出方法 (ア)～(ウ)のいずれかの方法で、提出してください。

(ア) 認可外保育施設経由で提出	提出書類の①を上重ねて三つ折にし、配布された窓あき封筒から児童氏名が見えるようにして認可外保育施設へご提出ください。
(イ) こども育成課に来課する場合	郡山市役所西庁舎3階のこども育成課へ提出書類を持参してください。
(ウ) こども育成課へ郵送する場合	各自で用意した封筒に入れ、切手を貼って郡山市こども育成課宛に送付してください。

請求書の提出は4半期ごとに受け付けています。忘れずにご提出ください。

- i 4月分～6月分 → 7月受付
- ii 7月分～9月分 → 10月受付
- iii 10月分～12月分 → 1月受付
- iv 1月分～3月分 → 4月受付

お問合せ先

郡山市こども育成課 TEL 024-924-3541

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

(郡山市役所西庁舎3階)

請求額算定表及び請求書の記載例

請求額算定表

0000

利用施設名	〇〇〇園
認定児童	郡山 楽都 平成 26 年 9 月 9 日
備考	請求保護者（口座名義） 郡山 一郎

認定期間中に利用した認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援提供証明書（兼領収証）をもとに請求額を算定し、請求書を記入してください。

氏名		郡山 一郎		氏名		郡山 楽都		生年月日	認定番号
認可外保育施設	保育を提供した日	7:30	18:30	32,000 円	5,000 円	37,000 円	32,000 円		
合計				37,000 円					

請求額算定表

請求年月	施設等利用費
R2 年 4 月分	32,000 円
R2 年 5 月分	32,000 円
R2 年 6 月分	32,000 円
合計	96,000 円

保育料と月上限額を比較して少ないほうの額が施設等利用費の額です。月途中の認定開始・終了や市町村間の転入・転出がある場合は、月上限額を日割算定する必要があります。日割算定方法は手続チラシを参照してください。

合計額を請求書の「請求額」に記入してください。

令和2年6月までの施設等利用給付認定が有効な期間が請求対象です。

ただし、次の期間は償還払いの対象外です。

- ・保育料を納付していない期間
- ・市から認定を受けていない期間
- ・認可保育施設に入所の期間
- ・企業主導型保育事業に入所の期間
- ・平日開園時間が8時間以上かつ年間開園日数が200日以上幼稚園に入園の期間

市から支給する施設等利用費は、保育料と月上限額を比較して少ないほうの額です。

一時預かり事業等を併用した月がある場合は、合計した保育料と月上限額を比較して少ないほうの額を施設等利用費として算定してください。なお、給食費や行事代などの特定費用は、無償化の対象外です。

<月上限額>

新2号：37,000円、新3号：42,000円

対象期間の施設等利用費を合計した額を請求書に記載してください。

ただし、月途中の認定開始・終了や市町村間の転入・転出の場合は下記「注」参照

《注》日割算定

月途中の認定開始・終了の場合は、月上限額を日割算定する必要があります。また、月途中の市町村間の転入・転出の場合は、月上限額と保育料を日割算定する必要があります。日割後の月上限額と保育料を比較して、少ないほうの額を施設等利用費として請求額を算定してください。

- <日割算定方法> ※10円未満切捨
- ①月途中の認定開始又は転入の場合
月上限額×認定開始日以降のその月の日数 ÷ その月の日数
 - ②月途中の認定終了又は転出の場合
月上限額×認定終了日までのその月の日数 ÷ その月の日数

<例>
10月15日入所し、同日から新2号認定開始
10月の保育料 32,000円…ア
月上限の日割算定額
37,000円×17日÷31日=20,290円…イ
ア>イのため、施設等利用費は20,290円

第33号様式（第28条関係）

施設等利用費請求書（償還払い用）

令和 2 年 6 月 8 日

郡山市長

次のとおり施設等利用費を請求します。

なお、請求に際し、施設等利用給付費支給に必要な次の情報を市長が調査することに同意します。

- 1 市が請求に係る特定子ども・子育て支援（幼児教育、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業））の利用状況を調査すること。
- 2 市が対象施設又は事業者へ請求対象期間の利用状況及び施設等利用給付の対象となる費用の納入状況を調査すること。

対象期間	令和 2 年 4 月分 から 令和 2 年 6 月分 まで
施設名	〇〇〇園 特定子ども・子育て支援の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
フリガナ	コオリヤマ ガク 児童の生年月日
児童氏名	郡山 楽都 令和 26 年 9 月 9 日
認定番号	11111111

請求額	96,000 円
-----	----------

保護者住所	963 8601 郡山市朝日一丁目23-7 電話番号 ▽▽▽ 〇〇〇 ▽▽▽▽
請求保護者氏名（口座名義）	郡山 一郎 保護者の生年月日 平成 1 年 2 月 3 日

振込口座 ※初回請求時又は口座変更時のみ記入

金融機関名	銀行・信用金庫	支店
支店名	農協・信用組合	出張所
口座番号	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座
口座名義（カタカナ）		

請求月の施設等利用費を合計した額を、請求額に記載してください。

初回請求時のみ振込口座を記入してください。請求保護者氏名が印字されている場合は、前回請求時に口座登録済のため、振込口座の記入は不要です。

<口座変更を希望する場合>

- ①印字されている口座名義人の別口座に変更の場合は、振込口座欄に変更後の口座を記入
- ②印字されている口座名義人とは別の保護者の口座に変更希望の場合は、白紙の請求書に記入
※白紙の請求書は園や市で配布のほか、市ウェブサイトにも掲示しています。